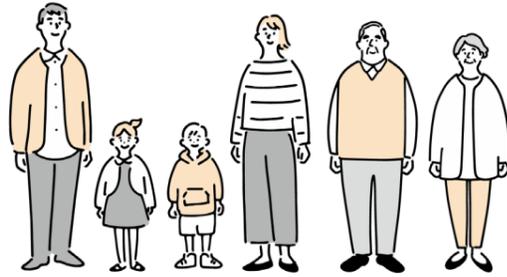


犯罪被害者の方が平穏な日常を送れるように…

犯罪被害者等支援条例を制定しました



犯罪被害者の支援に取り組むための条例です

市では、万が一犯罪被害者になってしまった方やその遺族に対する支援に取り組むため、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者の支援についてその基本的事項を定めた「本庄市犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月1日から施行しました。

犯罪被害者が再び平穏な日常生活を送れるよう、警察等関係機関と連携し、支援を行います。

支援の概要

①相談窓口の設置

犯罪被害者が抱えているさまざまな問題について、危機管理課職員が相談に応じます。

相談者に対し、必要な情報の提供や助言、市役所で手続き可能な制度の案内などを行うほか、必要に応じて関係機関への連絡調整や橋渡しを行います。

受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分
(年末年始を除く)



②見舞金の支給

犯罪行為により死亡した市民の遺族や、犯罪行為により一定以上の傷害を受けた市民に対し、経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します(申請が必要です)。

対象 令和5年4月1日以降に犯罪行為の被害を受けられた方

| | 支給対象者 | 支給要件 | 支給額 |
|-------|--------|-----------------------|------|
| 遺族見舞金 | 被害者の遺族 | 被害者の死亡 | 30万円 |
| 傷害見舞金 | 被害者本人 | 療養期間が1か月以上かつ3日以上以上の入院 | 10万円 |



電話相談はこちら

○危機管理課(市役所3階)

受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)

☎ 25-1184

FAX 22-0602

○彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)

☎ 0120-735-001

☎ 048-862-0001

○アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)

受付時間 24時間365日

☎ 0120-31-8341

☎ 048-839-8341

新たな行政改革大綱を策定しました

市では、より効率的な行政経営や安定した財政基盤の確立に向けて、行政改革に取り組んでいます。令和4年度で「本庄市行政改革大綱(平成30年度～令和4年度)」の計画期間が終了したため、令和5年度からの5年間を計画期間とした新たな大綱を策定しました。

1. 行政改革の目的

これからの行政改革は、さまざまな社会課題に対応するため、経費等の削減を図るだけでなく、デジタル化の推進など、より一層効率的な行政経営が求められます。新たな大綱では、社会情勢や市の状況を踏まえ、前例にとられない柔軟な発想で改革を進めることを目指します。

2. 行政改革の視点

新たな大綱では、行政改革全体に共通する考え方として、**4つの視点**を定めています。これらの視点をもとに、各実行課において個別の改革内容を策定し、積極的に取り組みます。

ICTの積極的な活用

社会の変化やニーズへの対応

庁内連携の強化・全庁的な課題の共有

より良い未来のための行動

3. 行政改革の改革分野

新たな大綱では、次の**3つの分野**で改革に取り組みます。

①行政サービス改革

新たなニーズや課題に対し、常に市民の目線に立ち、柔軟に対応できるように、行政サービスの向上に努めます。

②業務改善・効率化改革

限られた職員数で効率的に業務を行うため、チャレンジ意識を持ち、業務の方法を改めます。

③財政改革

将来にわたり安定した財政運営ができるよう、財政運営の質の向上に努めます。

4. 行政改革の推進体制

市長を本部長とする庁内組織である行政改革推進本部を中心に、改革に取り組みます。また、改革の進捗状況を行政改革審議会に報告し、いただいたご意見を参考に改革を推進します。

※「本庄市行政改革大綱」及び具体的な取組内容、年度ごとの進捗状況等については、**市HP**をご確認ください。



市HP

